



ホットな見守りニュース

催眠商法(SF商法)にご注意!の巻



見守りポイント

- ◎いそいそと楽しそうに出かける回数が増えた時には、定期的に業者のところへ出かけている可能性があります。
- ◎部屋の中に見たことのない布団や健康器具などがあることに気づいたら、それとなく話を聞いてみましょう。
- ◎ご本人に被害者意識がない場合、周囲の人からの声かけによって被害に気付くことがあります。
- ◎頭ごなしに否定すると、意地になって余計に

対処方法

- ◆契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- ◆業者の説明をうのみにせず、本当に必要な商品か、よく考えましょう。
- ◆「癌に効く」「腰痛が治る」など虚偽の説明により誤認して契約してしまった場合や、帰りたいたったのに帰らせてもらえず、仕方なく契約したなど、不適切な勧誘があった場合は、契約の取消ができます。

和歌山県消費生活センター
 〒640-8319
 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
 073-433-1551
 平日 9:00~17:00
 土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)
 (祝日・年末年始を除く)

和歌山県消費生活センター紀南支所
 〒646-0027
 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
 0739-24-0999
 平日 9:00~17:00
 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。